

平成30年度 第2回葛飾区農業委員会総会議事録

(平成30年5月21日)

1 日時 平成30年5月21日(月) 午前10時30分

2 場所 テクノプラザかつしか 第2会議室

3 出欠席

出席者【委員】 会長 木下 憲明
委員 若林 武人
委員 柴田 清
委員 清水 慶治郎
委員 志田 實
委員 清水 克幸
委員 持田 昌弘
委員 佐野 慶一
委員 伊藤 よしのり
委員 くぼ 洋子
委員 前田 芳幸

【事務局】 産業観光部長 酒井 威
産業経済課長 安井 喜一郎
経済企画係長 鈴木 正明
経済企画係員3名 阪元 栗木 久保

欠席者【委員】 委員 石田 實

4 議事 (1)開会
(2)報告事項等
(3)その他
(4)閉会

5 会議の結果

【議長】

ただ今から平成 30 年度第 2 回葛飾区農業委員会総会を開会いたします。
庶務報告を【事務局】からお願いします。

【事務局】

本日の出席委員は 11 名です。農業委員会法第 27 条 3 項の規定により、出席者が総委員数の過半数を超えていますので本会は成立いたします。

【議長】

それでは、議事(2)報告事項等を【事務局】よりお願いします。

【事務局】

それでは、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

それでは、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

続きまして、農地の転用事実に関する照会について、番号、土地の所在、地番、地目、地積、土地所有者住所・氏名、現況、調査年月日、照会元の順にご報告させていただきます。

(別紙にて説明)

【議長】

ただいまの件について何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

それでは引続き、(3)その他報告事項について【事務局】よりお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料 1 をご覧下さい。「第 58 回企業的農業経営顕彰事業」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料 2「第 38 回農業後継者顕彰事業の実施」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料 3「東京都農業会議顕彰事業 推薦者一覧」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料 4「東京都農作物生産状況調査の実施」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料 5「第 58 回葛飾区夏野菜品評会及び第 60 回葛飾区野菜立毛品評会の開催に伴う後援等」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料6「改正生産緑地法等説明会の開催」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

続きまして、資料7「東京アグリマネジメントスクール農業経営者セミナーの開催」について説明をいたします。

(別紙にて説明)

【議長】

ただいまの件について何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

【議長】

他に何かございますか？

【柴田委員】

特定生産緑地の指定と相続税納税猶予制度の適用の関連性について質問します。

【事務局】

質問についてお答えします。

(別紙パンフレットを用いて概要を説明)

【前田委員】

2名の所有者で一団の農地として現在生産緑地に指定されているが、片方の所有者が特定生産緑地の指定を希望しなかった場合、残された農地が300㎡以上あれば、もう片方の所有者が単独で特定生産緑地の指定申請を行うことができるのでしょうか。

【事務局】

専門機関に確認し、後日改めて回答させていただきます。

【前田委員】

都市農地の貸借の円滑化に関する法律(案)に則って生産緑地の貸借が行われた場合、「主たる従事者」の考え方はどのようになるのでしょうか。

【事務局】

「主たる従事者」として認められるための要件は、現在国交省で検討中です。決まり次第、総会でご報告させていただきます。

【議長】

ほかにないようでしたら、これにて、平成30年度第2回葛飾区農業委員会総会を閉会いたします。